池田地区認定こども園（仮称）への移行に関する説明会　議事録

１．日時　　令和８年８月２６日（水）　19:00～19:33
２．場所　　三好市役所　本庁舎　大会議室
３．参加者　17 名
４．議事　　（１）環境福祉部長あいさつ
　　（２）説明
　　（３）質疑応答
　　（４）教育次長あいさつ

（１）環境福祉部長あいさつ

本日は本当に夜分にもかかわりませず、またお子様のことで大変お忙しい時間かと思いますけれども、そういう時間にお集まりいただきましてありがとうございます。そして、日頃は三好市の保健福祉行政、とりわけ三好市の子育て施策につきましては、本当にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

皆様もご存知の通り、全国的にも非常に少子化というのは課題になっております。三好市におきましても、昨年１年間の子どもの出生数ですけれども、三好市全体で 63 人。池田地区におきましては、32 人という状況となっております。

また詳細につきましては後ほどご説明をいたしますけれども、今後、就学前の児童の数というのも減少することが予想されております。このような中、施設によりましては、少人数での教育、保育というのを余儀なくされております。子どもたちが集団の中で、学ぶべきものというのはたくさんあるんですけれども、そういった学ぶ機会が薄れているという状況にもなっております。

市といたしましても、幼稚園と保育所の統合ですね。それから一元化、認定こども園化などを行いまして、保育士と幼稚園の先生が協力して、安心・安全な保育、教育環境を整えております。質の高い教育とか保育に努めておるところですけれども、本当にこういう状況になっております。

これまで三好市におきましては、東祖谷の認定こども園、それから西祖谷の認定こども園、それから三野の認定こども園。近年では昨年、令和 7 年 4 月に山城の認定こども園。そして今年の 4 月に井川認定こども園を開設いたしました。残るは池田の地区の認定こども園ということになっておりました。この度、この池田地区におきましても、認定こども園に向けてのスケジュールを決めて、進めさせていただくことになっております。この後、認定こども園と幼稚園の違いでありますとか、今後のスケジュールにつきましてご説明をさせていただきますけれども、今後のより良い池田地区の認定こども園の移行に向けて、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、本日はどうかよろしくお願いいたします。

（2）説明

事務局より、スライドを基に説明させていただきますが、お手元に同じ資料を配布しております。見やすい方をご覧いただければと思います。今回、移行を考えております認定こども園につきまして、三好市の現状や児童数の推移などをお伝えしながら、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1ページ（下段）スライド番号1をご覧ください。こちらは、これまで三好市が進めてきました幼保一元化について、記載しております。

三好市では、子どもの数が減少を続けており、幼稚園・保育所において望ましい集団保育や教育に必要な子どもの数を保つことが年々難しくなってきています。このことから、これまで、すべての子どもの健全な育ちを支援し、集団保育にかかる児童数の確保や、幼児教育・保育サービスのさらなる「質の向上」を重視する観点から、「三好市こども計画」等に基づき認定こども園の整備を行い、公立幼稚園・保育所の幼保一元化を進めてきました。池田以外の地区においては、令和 8 年度までに認定こども園の整備が完了しており、池田地区においても、認定こども園の整備を進めていくことになりました。

資料 2 ページから 3 ページ上段は、三好市となって以降の市内の保育所・幼稚園の推移を表したものになります。こちらは、幼保一元化によるものだけではなく、園児・児童の減少等により、閉所・閉園になったものも含まれております。

資料2ページ（上段）（右下の）スライド番号2をご覧ください。三野地区、井川地区の施設数の推移を載せてあります。三野地区においては、合併時に3施設だったものが、現在1施設。井川地区は、合併時に4施設だったものが現在1施設となっております。

資料2ページ（下段）スライド番号3をご覧ください。池田地区についてです。池田地区は合併時に12施設ありましたが、現在は5施設となっています。

資料 3 ページ（上段）スライド番号 4 をご覧ください。山城地区は、5 施設だったものが、1 施設。西祖谷地区は、4 施設だったものが、1 施設。東祖谷地区は、2 施設だったものが 1 施設になっています。

三好市内の保育所・幼稚園は、合併時に 30 施設ありましたが、園児数の減少等による閉園や統合等により、現在 10 施設となっています。

資料3ページ（下段）スライド番号5をご覧ください。こちらは、就学前児童（0歳から5歳児）の数の推移となっております。平成28年から令和8年までは、各年の4月1日現在の住民基本台帳による数となっています。令和9年度以降は、各地区ごとの平成28年から令和8年までの減少率の平均値から推計したものになります。

グラフの下から上へ、一番下の濃い青が三野地区の数、オレンジが井川地区の数、薄い緑が池田地区の数、黄色が山城地区、薄い青が西祖谷地区、濃い緑が東祖谷地区の就学前児童数になります。就学前児童数ですが、平成28年に合計で870人でしたが、10年後の令和8年には435人と半減しています。また、推計によると10年後の令和18年には、令和8年

からさらに半減し、226 人となる推計となっています。薄い緑で表示している池田地区においては、平成 28 年には 467 人の就学前児童がおりましたが、令和 8 年には半分近くまで減少し、256 人まで減少しています。今後も減少は続き、推計では令和 18 年には池田地区の就学前児童は 140 人程度になる見込みです。これはあくまで推計ですので、これより速いスピードで減少する可能性もありますし、減少が緩やかになる可能性もありますが、三好市の就学前児童の数は、これからも減少していく見込みとなっています。

資料 4 ページ（上段）スライド番号 6 をご覧ください。こちらは、池田地区における施設の利用状況を表したものになります。グラフの左側が池田幼稚園の園児数。右側が池田地区における保育所の利用者数となっています。幼稚園は、平成 31 年に 4 歳児 14 名、5 歳児 24 名の合計 38 名の利用者がいましたが、令和 8 年度は、4 歳児 3 名、5 歳児 5 名、合計 8 名の利用となっています。保育所においても利用者は減少しており、平成 29 年には 4 園合計で 299 名の利用者がありましたが、令和 8 年度は、201 名まで減少している状況です。

資料 4 ページ（下段）スライド番号 7 をご覧ください。先ほども説明しましたが、池田地区においても子どもの数が減少しております。池田幼稚園においては、令和 8 年 4 月の園児数が 4 歳児 3 名、5 歳児 5 名となっており、集団として考えるとかなり小規模化してきております。このような状況を踏まえ、幼児教育・保育サービスの「質の向上」を図る観点から、池田幼稚園と池田第一保育所を再編することとし、令和 9 年度末で、池田幼稚園を閉園し、令和 10 年 4 月から、池田第一保育所を池田認定こども園（仮称）へ移行することにいたしました。

資料 5 ページ（上段）スライド番号 8 をご覧ください。認定こども園移行後の池田地区の保育施設になります。池田幼稚園と池田第一保育所を再編し、認定こども園に移行しますので、令和 10 年 4 月から池田地区の保育施設は、池田認定こども園（仮称）、池田第二保育所、私立の大泉保育園、かめの子保育園の 4 施設となります。

資料 5 ページ（下段）スライド番号 9 をご覧ください。ここからは、認定こども園について説明をさせていただきます。認定こども園は、従来、幼稚園で行われている教育と保育所で行われている保育を、1 つの施設で一体的に行うことにより、それぞれの良さを活かしながら、就学前教育を提供する施設になります。また、認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を合わせ持つ施設となります。

資料 6 ページ（上段）スライド番号 10 をご覧ください。要領・指針の共通化です。保育所、保育所型の認定こども園では「保育所保育指針」、幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、幼稚園では「幼稚園教育要領」に基づいて、教育・保育が行われており、この要領・指針は、それぞれが目指すべきところを定めた法令です。

平成 29 年に「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」の同時改訂が行われ、3 歳以上の幼児教育の共通化が図られました。

共通化が図られた主な部分を簡単に説明しますと、
幼稚園・保育所・認定こども園がすべて「幼児教育を行う施設」であると位置づけられ、内容が統一されました。
幼児期に育みたい資質や能力として、①知識及び技能の基礎、②思考力・判断力・表現力等の基礎、③学びに向かう力・人間性等が明確化されました。
卒園までに育ってほしい姿として、健康な心身、自立心、協同性、思考力の芽生えなど、具体的な「10 の姿」が示されました。
幼児期の終わりから小学校への接続を意識し、幼保小の連携が強化されました。
この要領・指針の同時改訂により、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園のどこに通っても、一定以上の質が担保された幼児教育が受けられるように、3 歳以上の幼児教育の共通化が図られています。

資料 6 ページ（下段）スライド番号 11 をご覧ください。認定こども園の種類についてです。認定こども園は、4 つのタイプに分かれています。
まず、「保育所型」です。「保育所型」は、既存の認可保育所に、幼稚園の機能が追加された施設となります。児童福祉施設という保育所としての位置づけは変わらず、「保育所保育指針」に基づいて保育を行います。既存の認可保育所に、幼稚園の教育時間や教育内容の機能を追加して、認定こども園に移行するタイプとなります。
次に「幼稚園型」です。「幼稚園型」は、教育機関という幼稚園の位置づけは変わらず、「幼稚園教育要領」に基づいた教育を行います。既存の認可幼稚園に保育所のような長時間預かる保育所機能を追加して認定こども園に移行するタイプとなります。
次に「幼保連携型」です。「幼保連携型」は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つタイプで、もともとの幼稚園や保育所から移行するのではなく、最初から教育・保育を一体的に行う新しい独立した施設として設置されるタイプになります。教育機関かつ児童福祉施設として文部科学省と厚生労働省から認可を受けている施設になります。
最後に「地方裁量型」です。こちらは、既存の認可外の幼稚園や保育所などに、認定こども園の機能が追加されたタイプになります。地域の保育・教育ニーズや実情に合わせて、都道府県・市町村が独自に認定するタイプとなります。
三好市では、これまでも既存の認可保育所に、幼稚園の教育時間や教育内容の機能を追加して、移行する「保育所型」で移行をしてきました。池田地区においても、認可保育所の池田第一保育所に幼稚園の教育時間や教育内容の機能を追加して移行する「保育所型」で移行します。
現在、保育所へ入所中のお子さまについては、保育所型の認定こども園への移行後も、受け入れ態勢、認定区分の考え方等に変更はありません。これまでと同じようにご利用いただけます。施設の名称が、池田第一保育所から、池田認定こども園（仮称）にかわるとお考えいただければと思います。

資料 7 ページ（上段）スライド番号 12 をご覧ください。認定こども園の特徴についてです。先ほども申し上げました通り、認定こども園は、幼稚園の教育機能と、保育所の保育機能の両方を持っている施設となります。

保護者の就労状況にかかわらず利用が可能となっており、お勤めの状況が変わった場合でも、退園、転園の必要はありません。

0歳から5歳の年齢の子どもが通園することになるため、年上の子は年下の子の面倒を見たり、優しくすることで、自立心や責任感を育むことが出来ます。年下の子は、年上の子の遊びや振る舞いを見て真似ることで、言葉や生活習慣を自然に学び、幅広い育ちを支援できます。

認定こども園は保育機能を備えた施設であるため、土曜日や夏休み等の長期休業中等においても、保育を実施します。ただし、こちらは、「保育の必要があり」と保育認定を受けた児童に限ります。

土曜日や夏休み等の長期休業中等においても、給食を提供します。こちらも先ほどと同じように、保育の必要がありと保育認定を受けた児童に限ります。

認定こども園では、在宅の子育て家庭の保護者などが安心して子育てを行えるよう、子育て相談や一時預かり事業など、地域の子育て支援事業も行います。

資料7ページ（下段）スライド番号13をご覧ください。認定区分についてです。認定こども園では、子どもの年齢や、保護者の就労状況に応じて、認定区分が決まります。

1号認定は、子どもの年齢が満3歳以上で、保護者が家庭にいるなど、保育を必要としない子どもが、教育標準時間、1日4時間程度の指導を受けるための区分になります。

2号認定は、子どもの年齢が満3歳以上で、保護者の就労等により保育の必要がありと認められた場合の認定区分になります。

3号認定は、子どもの年齢が0歳から2歳児で、保護者の就労等により保育の必要がありと認められた場合の認定区分になります。

子どもの年齢が0歳から2歳児で、保護者が家庭にいるなど、保育を必要としないお子さまは在宅での保育となり、認定こども園での子育て支援サービス等を利用することができます。

資料8ページ（上段）スライド番号14をご覧ください。認定区分ごとの利用形態になります。認定こども園では、認定区分によって、利用できる時間等が異なります。

①の1号認定ですが、先ほども申し上げましたが、お子さんの年齢が満3歳以上で、保護者が家庭にいるなど、保育を必要としないお子さんが、教育標準時間、1日4時間程度の指導を受けるための区分になります。1号認定は、3歳から5歳のお子さんが対象となり、利用時間は8時から13時までとなります。給食はあります。原則として、延長保育、土曜保育、夏休み等の長期休業中の保育はありません。

次に、2号認定、3号認定ですが、保護者の就労時間によって、利用時間が異なります。②保育標準時間ですが、こちらは、保護者の就労時間が月120時間以上のお子さんが対象となります。利用時間は午前7時30分から午後6時30分。給食はあります。延長保育は必要に応じて利用可能です。土曜保育も保護者の就労状況に応じて可能となります。保育所は長期休業の考え方がありませんので、夏休み等の長期休業中は、ずっと受入れが可能となります。

最後に、2号認定、3号認定の③保育短時間ですが、こちらは、保護者の就労時間が月48

時間以上 120 時間未満のお子さんが対象となります。利用時間は 8 時 30 分から午後 4 時 30 分となります。延長保育、土曜保育、夏休み等の長期休業中の保育も、②保育標準時間と同じように利用が可能となっています。

資料 8 ページ（下段）スライド番号 15 をご覧ください。利用時間の違いとして、幼稚園と認定こども園の認定区分ごとの、1 日の流れを載せてあります。一番上の色付きのところが、幼稚園。その下に認定こども園の認定区分ごとの 1 日の流れを載せてあります。

幼稚園では、8 時登園、13 時 30 分降園となっており、その後、必要な方は預かり保育となっています。

その下は、認定こども園の 1 号認定、子どもの年齢が 3 歳から 5 歳で、保育を必要としない園児の 1 日流れとなります。8 時登園で、降園は 13 時となります。

その下は、3 歳から 5 歳の 2 号認定の流れになります。2 号認定はお子さんの年齢が満 3 歳以上で、保育の必要がありと認められた園児の保育標準時間については、7 時 30 分登園。18 時 30 分降園となります。19 時まで必要があれば、延長保育が利用できます。

その下は、2 号認定の保育短時間の園児の 1 日の流れになります。こちらは、朝 8 時 30 分登園、夕方 16 時 30 分降園となります。朝 7 時 30 分から 8 時 30 分までと、夕方 4 時 30 分から 7 時まで、必要があれば、延長保育が利用できます。

一番下は、3 号認定で、お子さんの年齢が 0 歳から 2 歳児で、保育の必要がありと認められた園児の 1 日の流れとなります。保育標準時間も保育短時間も、先ほど説明しました 2 号認定の時間と変わりはありません。1 日の流れで違いがあるところは、給食の時間の部分になり、0 歳から 2 歳児は、3 歳から 5 歳児の給食の時間と比べて、30 分長くなっています。

この 1 日の流れを比べましても、幼稚園と認定こども園の活動内容や、時間の配分も大きな違いはありません。

先ほども申し上げましたように、平成 29 年に行われた要領・指針の同時改訂により、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園のどこに通っても、一定以上の質が担保された幼児教育が受けられるように、要領、指針において、3 歳以上の幼児教育の共通化が図られています。幼稚園での教育の基となる「学校教育法」第 23 条において、健康な心身の育成、集団生活を通じた協調性、社会や自然への興味、言葉や表現の豊かさを養うという、日本の幼稚園における 5 つの教育目標が定められています。移行する認定こども園は保育所型となり、「保育所保育指針」が基準となりますが、三好市が定めている「三好市立認定こども園条例」第 3 条の認定こども園が行う事業として、「(1)　児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児に対する保育」、「(2)学校教育法第 23 条各号に掲げる目標の達成に向けた教育」と定めております。移行した認定こども園でも、「学校教育法」第 23 条に掲げる 5 つの目標が達成されるよう教育・保育を行ってまいります。

資料 9 ページ（上段）スライド番号 16 をご覧ください。保育料・給食費についてです。保育料、給食費とも無償化により、保護者負担はありませんが、延長保育の利用料金や、文具・教材などの保育材料費、出席手帳など個人の所有するものについては、実費徴収となり、保護者の方にご負担いただくことになります。延長保育の利用料については、記載のとおり 1 回の利用につき、100 円から 200 円の利用料となります。

資料9ページ（下段）スライド番号17をご覧ください。認定こども園への移行スケジュールとなります。令和9年度の園児募集を、今年の10月中旬から11月中旬頃に行う予定としています。令和9年度は、池田幼稚園、池田第一保育所とも従来の教育・保育を提供していきます。また、認定こども園への移行に際し、池田第一保育所の改修が必要な場合は、令和9年度中に改修を行う予定です。

令和10年度の園児募集を令和9年の10月中旬から11月中旬頃に行い、令和9年12月以降、移行に向けた準備を行っていきます。令和10年3月末をもって、池田幼稚園を閉園し、在籍する4歳児は、4月に池田認定こども園（仮称）か、他の認定こども園、保育所へ転園となります。令和10年4月に池田第一保育所を池田認定こども園（仮称）へ移行する予定となっています。現段階で考えている、認定こども園への移行スケジュールは以上となります。

以上で、配布した資料の説明とさせていただきます。

（3）質疑応答

なし

（4）教育次長あいさつ

失礼します。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。本日限られた時間でもありましたし、ご意見、ご提言等ありませんでしたが、今後においても、ご質問なりご意見なりございましたら、子育て支援課や学校教育課の方にお問い合わせをいただければと思っております。

認定こども園の開設に向けて、成長に合わせて子どもたちにより良い環境で教育・保育が提供できるように、保育所と幼稚園、お互い協力しあって協議を進めてまいりますので、今後ともご理解ご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上持ちまして、本日の池田認定こども園（仮称）への移行に関する説明会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。